

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（市町村の処理等）</p> <p>第六條の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七條第三項、第五項第四号二からへまで及び第八項、第七條の三第一号、第七條の四第一項第五号、第八條の二第六項、第九條第二項、第九條の二第二項、第九條の二の二第一項第二号及び第三項、第九條の三第十二項（第九條の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三條の十一第一項第三号、第十四條第三項及び第八項、第十四條の三の二第一項第五号、第十四條の四第三項及び第八項、第十五條の三第一項第二号、第十五條の十二、第十五條の十五第一項第三号、第十六條の二第二号、第十六條の三第二号、第二十三條の三第二項、第二十四條の二第二項並びに附則第二條第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。</p> <p>2～7（略）</p> <p>（一般廃棄物処理業）</p> <p>第七條（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合してい</p> | <p>（市町村の処理等）</p> <p>第六條の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七條第三項、第五項第四号八からホまで及び第八項、第七條の三第一号、第七條の四第一項第五号、第八條の二第六項、第九條第二項、第九條の二第二項、第九條の二の二第一項第二号及び第三項、第九條の三第十二項（第九條の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三條の十一第一項第三号、第十四條第三項及び第八項、第十四條の三の二第一項第五号、第十四條の四第三項及び第八項、第十五條の三第一項第二号、第十五條の十二、第十五條の十五第一項第三号、第十六條の二第二号、第十六條の三第二号、第二十三條の三第二項、第二十四條の二第二項並びに附則第二條第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。</p> <p>2～7（略）</p> <p>（一般廃棄物処理業）</p> <p>第七條（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認める</p> |

ると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ～ヘ (略)

ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分<sup>イ</sup>の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、へ<sup>ロ</sup>の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。 )の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。 )の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号八において同じ。 )がイからチまでのいずれかに該当するもの

又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでの

ときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(新設)

ロ 本 (略)

へ 本に規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分<sup>イ</sup>の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、本の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。 )の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。 )の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号八において同じ。 )がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでの

いずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

6～9 (略)

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

11～16 (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2・3 (略)

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又ニに規定する役員若しくは使用者若しくは同号ルに規定する使用者が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、

前項と同様とする。

いずれかに該当する者のあるもの

又 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6～9 (略)

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

11～16 (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2・3 (略)

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

(新設)

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならぬ。

一 第七条第五項第四号八若しくは二(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。(又は同号チに該当するに至つたとき。

二 第七条第五項第四号リからルまで(同号八若しくは二(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号チに係るものに限る。(のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第七条第五項第四号リからルまで(同号ホに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。))。

五・六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならぬ。

一 第七条第五項第四号ロ若しくは八(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。(又は同号トに該当するに至つたとき。

二 第七条第五項第四号チから又まで(同号ロ若しくは八(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。(のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第七条第五項第四号チから又まで(同号ニに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第五項第四号イからへまで又はチから又までのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。))。

五・六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

2～7 (略)

(変更の許可等)

第九条 (略)

2～5 (略)

6 第八条第一項の許可を受けた者は、第七条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)(のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

7 第八条第一項の許可を受けた者又はその者の第七条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又の規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

2～7 (略)

(変更の許可等)

第九条 (略)

2～5 (略)

6 第八条第一項の許可を受けた者は、第七条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)(のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(新設)

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは

、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二・三 (略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 (略)

2・4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 (略)

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ〜ハ (略)

6・17 (略)

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 第七条の二第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第

、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イから又までのいずれかに該当するに至つたとき。

二・三 (略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 (略)

2・4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 (略)

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ〜ハ (略)

6・17 (略)

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項

三項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4・5（略）

（許可の取消し）

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ハ若しくはニ）第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。（又は同号チに係るものに限る。）
- （又は第十四条第五項第二号ロ若しくはへに該当するに至つたとき。

中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号イからへまで又はチから又まで（同号チから又までに掲げる者にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4・5（略）

（許可の取消し）

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ）第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。（又は同号トに係るものに限る。）
- （又は第十四条第五項第二号ロ若しくはへに該当するに至つたとき。

二 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号八若しくは二（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号子に係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

三 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

四六（略）

2 4（略）

（変更の許可等）

第十四条の五（略）

2（略）

3 第七条の二第三項から第五項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十

二 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号ロ若しくは八（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

三 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号二に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

四六（略）

2 4（略）

（変更の許可等）

第十四条の五（略）

2（略）

3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第一号ロ」と、「



四  
四  
同  
二  
は  
に  
4  
（  
（  
第  
2  
3  
に  
「  
一  
廃  
棄  
物  
の  
「  
許  
可  
に  
係  
る  
一  
般  
廃  
棄  
物  
の  
「  
と  
、  
「  
一  
般  
廃  
棄  
物  
の  
「  
と  
、  
同  
条  
第  
五  
項  
第  
四  
号  
イ  
に  
係  
る  
も  
の  
に  
限  
る  
。」「  
と  
読  
み  
替  
え  
る  
も  
の  
と  
す  
る  
。

4・5（略）

（変更の許可等）

第十五条の二の六（略）

2（略）

3  
第  
九  
条  
第  
三  
項  
か  
ら  
第  
七  
項  
ま  
で  
の  
規  
定  
は、  
産  
業  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
の  
設  
置  
者  
に  
つ  
い  
て  
準  
用  
す  
る。  
こ  
の  
場  
合  
に  
お  
い  
て、  
同  
条  
第  
三  
項  
中「  
第  
一  
項  
た  
だ  
し  
書  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
第  
十  
五  
条  
の  
二  
の  
六  
第  
一  
項  
た  
だ  
し  
書  
」  
と、  
「  
同  
条  
第  
二  
項  
第  
一  
号  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
第  
十  
五  
条  
第  
二  
項  
第  
一  
号  
」  
と、  
「  
当  
該  
許  
可  
に  
係  
る  
一  
般  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
当  
該  
産  
業  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
」  
と、  
「  
一  
般  
廃  
棄  
物  
の  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
産  
業  
廃  
棄  
物  
の  
」  
と、  
「  
一  
般  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
を  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
産  
業  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
を  
」  
と、  
同  
条  
第  
四  
項  
及  
び  
第  
五  
項  
中「  
当  
該  
許  
可  
に  
係  
る  
一  
般  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
当  
該  
産  
業  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
」  
と、  
「  
一  
般  
廃  
棄  
物  
の  
」  
と、  
同  
条  
第  
六  
項  
中「  
第  
七  
条  
第  
五  
項  
第  
四  
号  
ロ  
か  
ら  
ト  
ま  
で  
又  
は  
リ  
か  
ら  
ル  
ま  
で  
」  
同  
号  
リ  
か  
ら  
ル  
ま  
で  
に  
掲  
げ  
る  
者  
に  
あ  
つ  
て  
は、  
同  
号  
イ  
又  
は  
チ  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
第  
十  
四  
条  
第  
五  
項  
第  
二  
号  
イ  
」  
第  
七  
条  
第  
五  
項  
第  
四  
号  
イ  
又  
は  
チ  
に  
係  
る  
も  
の  
を  
除  
く。  
）  
又  
は  
第  
十  
四  
条  
第  
五  
項  
第  
一  
号  
ハ  
か  
ら  
ホ  
ま  
で  
（  
第  
七  
条  
第  
五  
項  
第  
四  
号  
イ  
若  
し  
く  
は  
チ  
又  
は

市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4・5（略）

（変更の許可等）

第十五条の二の六（略）

2（略）

3  
第  
九  
条  
第  
三  
項  
か  
ら  
第  
六  
項  
ま  
で  
の  
規  
定  
は、  
産  
業  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
の  
設  
置  
者  
に  
つ  
い  
て  
準  
用  
す  
る。  
こ  
の  
場  
合  
に  
お  
い  
て、  
同  
条  
第  
三  
項  
中「  
第  
一  
項  
た  
だ  
し  
書  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
第  
十  
五  
条  
の  
二  
の  
六  
第  
一  
項  
た  
だ  
し  
書  
」  
と、  
「  
同  
条  
第  
二  
項  
第  
一  
号  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
第  
十  
五  
条  
第  
二  
項  
第  
一  
号  
」  
と、  
「  
当  
該  
許  
可  
に  
係  
る  
一  
般  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
当  
該  
産  
業  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
」  
と、  
「  
一  
般  
廃  
棄  
物  
の  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
産  
業  
廃  
棄  
物  
の  
」  
と、  
「  
一  
般  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
を  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
産  
業  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
を  
」  
と、  
同  
条  
第  
四  
項  
及  
び  
第  
五  
項  
中「  
当  
該  
許  
可  
に  
係  
る  
一  
般  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
当  
該  
産  
業  
廃  
棄  
物  
処  
理  
施  
設  
」  
と、  
「  
一  
般  
廃  
棄  
物  
の  
」  
と、  
同  
条  
第  
六  
項  
中「  
第  
七  
条  
第  
五  
項  
第  
四  
号  
イ  
か  
ら  
ハ  
ま  
で  
又  
は  
チ  
か  
ら  
ヌ  
ま  
で  
」  
同  
号  
チ  
か  
ら  
ヌ  
ま  
で  
に  
掲  
げ  
る  
者  
に  
あ  
つ  
て  
は、  
同  
号  
ト  
」  
と  
あ  
る  
の  
は、「  
第  
十  
四  
条  
第  
五  
項  
第  
二  
号  
イ  
」  
第  
七  
条  
第  
五  
項  
第  
四  
号  
ト  
に  
係  
る  
も  
の  
を  
除  
く。  
）  
又  
は  
第  
十  
四  
条  
第  
五  
項  
第  
二  
号  
イ  
ハ  
か  
ら  
ホ  
ま  
で  
（  
第  
七  
条  
第  
五  
項  
第  
四  
号  
ト  
又  
は  
第  
十  
四  
条  
第  
五  
項  
第  
一  
号  
ロ

第十四条第五項第二号ロ」と、同条第七項中「第七条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第一号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（第七条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

「と読み替えるものとする。」